

有効期間満了日 令和7年3月31日

熊捜一第345号

令和6年10月22日

未検挙重要事件等捜査の強化について（通達）

重要犯罪の未検挙・捜査の長期化は、県民の不安を増大させ、犯罪抑止の面からも早期検挙が望まれることから、各警察署にあっては、下記のとおり、未検挙重要事件等の捜査を強化されたい。

記

1 趣旨

各警察署の未検挙重要事件等の捜査経過、証拠資料を精査して、今後の捜査事項を検討し、その検挙・解決を図ることを目的とする。

2 捜査強化対象事件

各警察署にあっては、自署の未検挙重要事件や事件処理に検討を要する事件を抽出し、捜査強化対象事件として指定すること。

該当のない所属は、指定の必要はない。

3 実施要領

- (1) 全署員に指定事件の概要を周知徹底した上、警察本部捜査第一課や他署等と連携し、あらゆる警察活動を通じて情報収集に努めること。
- (2) 捜査上の問題点、証拠資料の精査、容疑者の捜査状況などを検討し、新たな視点で効果的な捜査方針を決定すること。
- (3) 被害者等に対して、捜査等の進捗状況を説明するなどして捜査への協力関係を確保すること。
- (4) 遺留資料の再鑑定やDNA型資料、遺留指紋等の再照会、押収中の防犯カメラ映像の再精査、関係者に対する再聴取等を積極的に推進すること。

4 報告関係

(1) 指定事件の報告

該当署にあっては、対象事件を指定の上、令和6年10月25日（金）までに、警察本部捜査第一課強行犯・広域捜査係へメールにて報告すること（様式指定なし）。

対象事件のない警察署にあってはその旨を報告すること。

- (2) 必要により警察本部捜査第一課長等による指導督励を実施する。

5 その他

今回、対象事件を指定するに当たり、併せて、既に検挙している事件で刑法犯検挙情

報票、被疑者情報票等の作成漏れがないか確認すること。